

## 在外教育施設における教育実習実施に係るQ&A

### 1. 枠組みについて

○【共通】1つの大学が複数の在外教育施設と協定を締結してもよいか。  
可能である。

○【共通】コンソーシアム同士(例えば、大学のコンソーシアムと在外教育施設のコンソーシアム)で協定を締結してもよいか。  
可能である。また、コンソーシアム同士での教育実習について協議する際には、それぞれ幹事校を定めるなど効率的な実施に努めること。

○【大学】実習先となる日本人学校はどのように探せばよいか。  
必要に応じて文部科学省教育改革・国際課企画調査係に相談すること。

### 2. 教育実習について

○【共通】在外教育施設と大学の間で具体的な教育実習の内容をどのように調整すればよいか  
在外教育施設で教育実習を行う場合においても、国内で教育実習を行う場合と同様に、教職課程コアカリキュラムに定める、教育実習における各目標が確実に達成できるよう大学と実習校との協力体制を構築すること。具体的には、大学における実習委員会等と実習校が、事前に協議を行い、実習内容等の詳細について調整を行うことが求められる。

○【大学】在外教育施設で教育実習を行う場合、大学の教員による教育実習生への連絡、指導はどのようにすればよいか。  
教育実習においては、大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行ったりするなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。  
そのため、必要に応じて大学の教員が実習校を訪問し、学生の指導に当たることが望ましい。なお、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、電話やメール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすることが望ましい。

○【大学】すべての教育実習を在外教育施設で実施しなければならないか、それとも一部でよいか。  
免許状の取得に必要な単位数(実習時間数)が確保されるのであれば、実習施設は1箇所に限られない。ただし、教育実習全体を通じて、教職課程コアカリキュラムに定める各目標が遺漏なく達成されるよう、大学において教育実習の体系性を確保すること(教育実習の一部として学校体験活動を含む場合も同様)。

○【共通】実習生の評価は、大学と在外教育施設のどちらが行うのか。評価の方法について、国内での実習との違いはあるか。

在外教育施設で教育実習を行う場合においても、国内で教育実習を行う場合と同様に、実習成績の評価については、適切な役割分担の下に、大学と実習校が共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意すること。なお、最終的な単位認定は大学が行うこととなる。

### 3. 教育実習中の生活について

○【共通】実習生の滞在先の確保は誰が行えばよいか。

在外教育施設と大学の協力のもと、基本的に学生が行う。滞在先の確保に際しては、治安の状況や経済的な負担など、学生に十分配慮して行うこと。なお、在外教育施設の周辺の宿泊事情については、必要に応じて、可能な範囲で在外教育施設から大学へ情報提供すること。

○【大学】現地の医療機関の情報はどのように入手すればよいか。

外務省HP(世界の医療情報 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html> )等で確認いただきたい。

○【共通】どのような保険に加入するのか。

不慮の事故や病気による医療搬送及び本国送還への補償を含む医療保険、損害賠償保険等への加入が必要である。保険の種類については、国の事情により異なる場合もあるので、在外教育施設とよく相談すること。

○【共通】教育実習中における緊急時の対応はどうすればよいか。

事前に大学と在外教育施設の間で緊急時の連携体制を構築し、在外教育施設での教育実習中に事件・事故等が発生した際は、在外教育施設から大学の担当者へ速やかに連絡するとともに、文部科学省教育改革・国際課にも連絡すること。

### 4. 教育実習への支援について

○【大学】教育実習で発生する費用(渡航費、滞在費)は誰が負担するのか。

国内での教育実習と同様に学生自身が負担する。

○【大学】留学プログラムの一部として在外教育施設での教育実習を実施してもよいか。

留学プログラムの一部として在外教育施設での教育実習を実施することも可能である。

(関連質問)

○教育実習で発生する費用(渡航費、滞在費、食費、教材費、保険料、医療費、その他実習に係る費用)への文部科学省からの支援はあるか。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学制度である海外留学支援制度(協定派遣)において、在外教育施設での教育実習を含む大学間協定に基づく学生派遣プログラムは申請対象となる。

海外留学支援制度(協定派遣)募集要項

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study\\_a/short\\_term\\_h/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/05/yoko\\_haken.pdf](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/short_term_h/_icsFiles/afieldfile/2017/09/05/yoko_haken.pdf)

※2019年度に実施するプログラムについては、既に応募は終了している。

## 5. その他

○【大学】実習生のビザの種類は国によって異なると思われるが、どのように情報を入手すればよいか。

在外教育施設が所在する国の在京大使館に問い合わせること。

【共通】大学と在外教育施設共通の質問

【大学】大学向けの質問

【在外】在外教育施設向けの質問